

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会

社員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会（以下「当法人」という。）定款第5条の規定に基づき、当法人の社員の入社及び退社に関し、必要な事項を定め、社員の地位の安定を図ることを目的とする。

(社員の種別)

第2条 定款第5条に規定する社員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、A種社員及びB種社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) A種社員：当法人に入社した社員のうち、理事に就任している者。

A種社員は、社員総会及び理事会での議決権を有する。

当法人は、A種社員に対し、役員報酬規約に基づき役員報酬を支給する他、業務に関する交通費・宿泊費等を支給する。

(2) B種社員：当法人に入社した社員のうち、A種社員でない者。

B種社員は、社員総会での議決権を有する。

当法人は、B種社員に対し、年に1回を上限とし、社員総会出席に関わる交通費・宿泊費等を支給する。

(入社手続)

第3条 当法人の社員になろうとする者は、所定の入社申込書に、履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）を添付して、当法人に提出しなければならない。ただし、代表理事が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 当法人への入社可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

(2) 過去に当法人の社員であった者は、当法人の社員の資格を喪失してから1年以上経過していること。

(3) 入社申込書及び添付された関係書類等から、社員としてふさわしいと認められる個人であること。

3 代表理事は、理事会において入社可否を決定したときは、入社決定通知書により、入社申込者に通知する。

(社員名簿)

第4条 入社を認められた者は、社員の種別ごとに社員名簿に登録する。

- 2 社員名簿に登録された社員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(年会費)

第5条 社員の年会費は、金50,000円とし、当法人の別途指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は社員の負担とする。

- 2 当法人に雇用される使用人（事務局職員）が入社する場合の年会費は、金5,000円とし、当法人の別途指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は社員の負担とする。
- 3 社員の年会費は、毎年10月1日からその翌年9月末日までを1年度とし、入社年度分は入社月の前月20日までに、継続する者は毎年9月末日までに前納するものとする。
- 4 社員の募集期間は毎年7月1日～8月31日迄とし、年度の途中での入社は行えないものとする。
- 5 納入された年会費は、いかなる理由があろうとも返金を行わない。

(退社)

第6条 社員は、所定の退社届を提出して、任意に退社することができる。

- 2 前項の規定により社員が退社したときは、社員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第8条及び同第9条の規定により、退社以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項と同様に社員名簿の登録を抹消する。

(再入社)

第7条 過去に当法人の社員であった者（退社後1年以上経過している場合）で再入社を希望する場合には、第3条の規定を準用するほか、次の各号による。

- (1) 定款第9条第1項第1号により資格を喪失した者は、その喪失理由が解消されたことを証明しなければならない。
- (2) 定款第9条第1項第5号により資格を喪失した者は、その滞納金を弁済した後でなければ再入社申込みを行うことができない。
- (3) 定款第7条により退社した者について、未納の年会費がある場合には、その滞納金を弁済した後でなければ再入社申込みを行うことができない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年2月27日に制定する。

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

この規約の一部を改訂し、平成30年12月2日から施行する。